

黒部川水系黒部川（宇奈月ダム） 砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	黒部川	左岸：富山県黒部市宇奈月町 字尾ノ沼 1 番の 1 (河口から20.7km(No20.6k)) 右岸：富山県黒部市宇奈月町 大字舟見明日音沢 字尾瀬場谷 2 番の乙 (河口から20.7km(No20.6k))	左岸：富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林 4 9 林班い小班地先 (河口から26.9km(No26.5k)) 右岸：富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林 2 5 林班い小班地先 (河口から26.9km(No26.5k))	6.2
支 川	黒薙川	黒部川合流点	左岸：富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林 2 4 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km) 右岸：富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林 1 0 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km)	0.72
	計			6.92

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

宇奈月ダムでは、流域、流砂系一貫した土砂管理において実施している連携排砂について、より自然に近い土砂移動の実現に向けて継続的に調査・検討を行っているところであるが、一部堆積している状況であることから、可能な範囲で規制を緩和し採取を可能とする。ただし、下流への濁水対策及び湖岸や管理施設等への影響を考慮して、必要な措置を講じた上で、採取を可能とする。

なお、ダム本体からNo.21.6k まではダム管理上の立入禁止区域のため保安区域とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

ダム貯水池において、治水・利水・環境への影響を勘案の上、平成26年12月時の河床を掘削基準河床とする。

別添縦断図表示のとおり。

(2) 掘削基準断面

黒部川砂利採取規制計画に準拠し、山付き区間の保安距離を30mとする。

別添横断図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	黒部川	該当無し		
支 川	黒薙川	黒部川合流点	左岸：富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林 2 4 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km) 右岸：富山県黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林 1 0 林班い小班地先 (黒部川合流点から0.72km)	0.72

別添平面図表示のとおり。

(2) 保安区域

堤体 (20.6k) から新柳河原発電所放水口影響範囲 (21.6k) まで。
別添平面図、横断図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起 点 (秆杭)	終 点 (秆杭)	延 長 (km)	掘削可能量 (千m ³)	採取可能量 (千m ³)	摘 要
ダム 区間	黒部川	No.21.6k	No. 26.5k	4.9	520	520	
計				4.9	520	520	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和8年度			令和9年度			令和10年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
黒部川	21.6	26.5	110	110	0	110	110	0	100	100	0
計			110	110	0	110	110	0	100	100	0

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)								
			令和11年度			令和12年度			合 計		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
黒部川	21.6	26.5	100	100	0	100	100	0	520	520	0
計			100	100	0	100	100	0	520	520	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

(注) 上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする